

平成28年11月28日

お客さまへ

中日信用金庫

＜特殊詐欺被害等の未然防止対策＞

キャッシュカードによるお振込の一部利用制限について

日頃は、格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご高承のとおり、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなご高齢のお客さまを、医療費等を還付するなどと言葉巧みにATMに誘導し、電話で操作を指示し、意識されないうちに、ご預金を振込みさせる還付金詐欺が増加しています。

当金庫では、このような詐欺被害を未然に防止するため、緊急対応策として、下記のとおり、キャッシュカードによるお振込みの利用を一部制限させていただくことといたしました。

何卒、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 緊急対応策

次のお客さまは、ATMの振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによるお振込みができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、当金庫のATMから3年以上、キャッシュカードによるお振込みをされていない口座のお客さま

(2) 実施日

平成28年12月1日（木）より実施

2. その他

上記のお客さまがキャッシュカードによるATMでのお振込みを希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫の窓口へお申出ください。

ご本人確認のうえ、振込取引を可能とさせていただきます。

なお、キャッシュカードによるATMでのお預入れやお引出しにつきましては、変更はございませんので、従来どおりご利用可能です。

詳しくは、窓口にお問合せください。

以上